



〔北側一郎君登壇〕  
○北側一郎君 ただいま議題となりました原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案について、科学技術委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、万一の際における原子力損害に対し、被害者の保護を万全を期することにより、国民の不安感を除去するとともに、原子力事業の健全な発達に資するための措置を講ずるもので、その内容は、

第一に、現在の賠償措置額三百億円を六百億円に引き上げることとしております。

第二に、原子力損害賠償補償契約及び原子力事業者に対する援助に係る期限を延長し、平成二十一年十二月三十一日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用することとしております。

第三に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案において、新設することとなる使用済み燃料の貯蔵の事業に係る原子力損害を賠償の対象とすることとしております。

本案は、去る二月五日本院に提出され、三月五日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月十一日有馬国務大臣から提案理由の説明を聽取し、同月十一日及び十六日に質疑を行い、質疑終局の後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長穂積良行君。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔穂積良行君登壇〕

○穂積良行君 ただいま議題となりました主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意における米穀等の関税化の特例措置を平成十一年四月から関税措置へ切りかえることに伴い、これに関連する国内法律を改正しようとするものであります。世界的規模での人口の増大と、それに伴う慢性的な食料危機が叫ばれる中で、我が国が基礎的食料の輸出の将来を決定づける極めて重要な方針を、ほんのわずかの期間で決めたことに驚きを隠すことができません。かつて、英知を結集して七年にも及ぶ交渉の末、特例措置に踏み切ったときのことを思えば、今回の関税化の選択は、我が国農業の将来にとって、果たしてその責任を持つことができるのかという不安を抱かざるを得ないのが現実であります。

この現状を見据えたとき、我が国農作の現場に予算を上乗せするという形で進められ、優良農地の保全や担い手の確保、農家負債対策といった緊急措置には力点を置かず、なおかつ生産基盤の整備に至っては、ほんの微々たる成果しか上がっていないのが現実であります。

しかししながら、この五年間を振り返れば、ウルグアイ・ラウンド対策費は単に既成の公共事業に予算を上乗せするという形で進められ、優良農地の保全や担い手の確保、農家負債対策といった緊急措置には力点を置かず、なおかつ生産基盤の整備に至っては、ほんの微々たる成果しか上がっていないのが現実であります。

この現状を見据えたとき、我が国農作の現場における生産性が五年前の交渉のときと何ら変わることのない状況の中で関税化に踏み切ることは、恐れを知らない無責任なかけと言わざるを得ないのです。ウルグアイ・ラウンド対策費の総括を行い、その上で、我が国農業の体质強化に向けた政策と予算的な裏づけを示し、これを担保した上で、初めて関税化を受け入れることが可能になります。

さらに、国民への米の安定供給を確保するためには、何らの国内対策もない中で関税化に移行すれば、将来展望を失った難農がますます加速しかねず、その結果、国内における輸入米の比重がさらによくなることが十分予想されるのであります。

冷害や国際紛争などの要因で米の需給が逼迫する事態も予想されます。そもそも、現時点でも世界の米の貿易量は生産量のわずか五%前後にすぎないことを考えれば、さきに申し上げた緊急事態において、輸入量をふやして対応できるというほど楽観的な状況ではないのであります。

本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日中川農林水産大臣から提案理由の説明を聽取した後、同月九日及び十六日に政府に対する質疑を行ふとともに、十日には参考人からの意見聴取、十一日にはミニマム審査を行ふなど、慎重な審査を行いました。

昨十六日質疑を終局し、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。木幡弘道君。

〔木幡弘道君登壇〕

○木幡弘道君 私は、ただいま委員長より報告のありました主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案に、民主党を代表し、反対の立場から討論を行います。(拍手)

今回の関税化に踏み切る決定はいかにも唐突であります。世界的規模での人口の増大と、それ

に伴う慢性的な食料危機が叫ばれる中で、我が国が基礎的食料の輸出の将来を決定づける極めて重要な方針を、ほんのわずかの期間で決めたことに驚きを隠すことができません。かつて、英知を結集して七年にも及ぶ交渉の末、特例措置に踏み切ったときのことを思えば、今回の関税化の選択は、我が国農業の将来にとって、果たしてその責任を持つことができるのかという不安を抱かざるを得ないのが現実であります。

この現状を見据えたとき、我が国農作の現場における生産性が五年前の交渉のときと何ら変わることのない状況の中で関税化に踏み切ることは、恐れを知らない無責任なかけと言わざるを得ないのです。ウルグアイ・ラウンド対策費の総括を行い、その上で、我が国農業の体质強化に向けた政策と予算的な裏づけを示し、これを担保した上で、初めて関税化を受け入れることが可能になります。

さらに、国民への米の安定供給を確保するためには、何らの国内対策もない中で関税化に移行すれば、将来展望を失った難農がますます加速しかねず、その結果、国内における輸入米の比重がさらによくなることが十分予想されるのであります。

冷害や国際紛争などの要因で米の需給が逼迫する事態も予想されます。そもそも、現時点でも世界の米の貿易量は生産量のわずか五%前後にすぎないことを考えれば、さきに申し上げた緊急事態において、輸入量をふやして対応できるというほど楽観的な状況ではないのであります。

官報(号外)

すなわち、一億二千万国民の主食は、食料安価の見地からも、また稻作及び農村の持つ多面的機能という見地からも、それぞれの國が国境措置を認めるという交渉を強力にかつ粘り強く主張することが極めて重要であります。

委員会の審議では、このような生産者や消費者のそれぞれの立場の不安は払拭されませんでした。特に生産現場では、この関税率がいずれはなし崩し的に下がり、十分な安定対策を打たれないまま、我が國の農業の基盤が根底から崩壊するのではないかという不安と不信が口を追って募っています。それが現実であります。まさに、これらの不安と不信を払拭するために、国民合意のための十分な時間をかけて決定をすべきではなかったのかと残念でなりません。

おおよそ議会制民主主義の我が國にあって、我が國農業の根幹とも言える稻作の極めて重大な国境措置にかかる決定を、自由民主党一党と農林水産省と上部系統農協団体の三者による短期間の合意によってこれを断行することは、まさに驚愕の一語に尽きると言わざるを得ません。現時点で、の関税化受け入れは余りにも拙速であると言わざるを得ませんし、農家や消費者の不安を払拭するためにも、国内農業政策の根本的改革をます行うべきであります。

今国会で農業の憲法とも言える新農業基本法の審議が予定されており、この審議の中で、今後の道筋であり、国民、とりわけ生産現場の農業従事者の不安を払拭し、一方、安全で安定した国内生産を望む消費者の不安をも払拭した後、関税化の受け入れについて検討をするというのが当然のべきであります。

以上申し上げた立場から、民主党は、本法案に反対の立場をとらざるを得ません。日本の農業の現状を見据え、さらに将来に希望を抱ける農政の確立のためにも、本法案における我が党的立場に

他覚の皆様の方の勇気ある賛同をいただくことを希望しつつ、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 松岡利勝君。

〔松岡利勝君登壇〕

○松岡利勝君 私は、自由民主党、自由党を代表いたしまして、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案について、賛成の討論を行ふものであります。(拍手)

さて、御高承のとおり、米は我が國国民の主食であり、それを支える稻作は我が國農業の基幹であります。このことを基本にして、さきのウルグアイ・ラウンド農業交渉において選択した米の関税化の特例措置の扱いにつきましては、国民食料の安定供給と、農業、農村の持続的発展を図る上で何が最善の選択か、大局的見地に立つて判断を行ふ必要があります。

私は、これまでに行われた慎重な審議を通じ、現行WTO農業協定の規律や特例措置の実施状況、国内の米の需給状況等を総合的に勘案すれば、本年四月から関税措置への切り替えを行うことが、国益にとって重要な最もかなうものが、明らかとなつたと確信いたします。

その具体的理由は以下のとおりであります。

第一に、関税措置への切り替えにより、ミニマムアクセス数量の増加幅が半減することになります。

これは、米の需給及び価格の安定を望む稻作農家の切実な願いであります。

ミニマムアクセス米の取り扱いに関し、政府は、国内産米の需給及び価格にできるだけ影響を及ぼさないよう、食糧援助も含めその処理に努めています。

これは、米の需給及び価格の安定を望む稻作農家の切実な願いであります。

何とぞ、各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 藤田スミ君。

〔藤田スミ君登壇〕

○藤田スミ君 私は、日本共産党を代表して、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部改正案に反対の討論を行います。(拍手)

今、全国の生産者、消費者の間で、米関税化反対の声が広がっています。それは、本法案が米を関税化する実施法であり、米関税化によって、将来的に関税率が低下することにより米の本格的輸入につながら、日本農業に壊滅的打撃を与える、食料自給率を低下させるものであることが、国会審査のためにも、本法案における我が党的立場に

利点があります。すなわち、今回の関税措置への切りかえは、現行の特例措置を継続する場合に比べ、はるかに国益にかなう措置と言えます。

第一に、WTO次期農業交渉における我が國の交渉ポジションとの関係についてであります。

交渉により、諸外国との共通の土俵に立つことは、次

期農業交渉において関係諸国との連携を図りながら強い姿勢で臨むための交渉ポジションを確立します。

第二に、WTO次期農業交渉における我が國の関税措置は、我が國を含め四ヵ国しか関税措置を行っていないという状況の中で次期農業交渉を考慮した場合、関税措置への切りかえを行うこと

により、諸外国との共通の土俵に立つことは、次

期農業交渉において関係諸国との連携を図りながら強い姿勢で臨むための交渉ポジションを確立します。

第三に、WTO次期農業交渉における我が國の関税措置は、我が國を含め四ヵ国しか関税措置を行っていないという状況の中で次期農業交渉を考慮した場合、関税措置への切りかえを行うこと

により、諸外国との共通の土俵に立つことは、次

期農業交渉において関係諸国との連携を図りながら強い姿勢で臨むための交渉ポジションを確立します。

第四に、WTO次期農業交渉における我が國の関税措置は、我が國を含め四ヵ国しか関税措置を行っていないという状況の中で次期農業交渉を考慮した場合、関税措置への切りかえを行うこと

により、諸外国との共通の土俵に立つことは、次

期農業交渉において関係諸国との連携を図りながら強い姿勢で臨むための交渉ポジションを確立します。

第五に、WTO次期農業交渉における我が國の関税措置は、我が國を含め四ヵ国しか関税措置を行っていないという状況の中で次期農業交渉を考慮した場合、関税措置への切りかえを行うこと

により、諸外国との共通の土俵に立つことは、次

期農業交渉において関係諸国との連携を図りながら強い姿勢で臨むための交渉ポジションを確立します。

第六に、WTO次期農業交渉における我が國の関税措置は、我が國を含め四ヵ国しか関税措置を行っていないという状況の中で次期農業交渉を考慮した場合、関税措置への切りかえを行うこと

により、諸外国との共通の土俵に立つことは、次

期農業交渉において関係諸国との連携を図りながら強い姿勢で臨むための交渉ポジションを確立します。

第七に、WTO次期農業交渉における我が國の関税措置は、我が國を含め四ヵ国しか関税措置を行っていないという状況の中で次期農業交渉を考慮した場合、関税措置への切りかえを行うこと

により、諸外国との共通の土俵に立つことは、次

期農業交渉において関係諸国との連携を図りながら強い姿勢で臨むための交渉ポジションを確立します。

第八に、WTO次期農業交渉における我が國の関税措置は、我が國を含め四ヵ国しか関税措置を行っていないという状況の中で次期農業交渉を考慮した場合、関税措置への切りかえを行うこと

により、諸外国との共通の土俵に立つことは、次

期農業交渉において関係諸国との連携を図りながら強い姿勢で臨むための交渉ポジションを確立します。

第九に、WTO次期農業交渉における我が國の関税措置は、我が國を含め四ヵ国しか関税措置を行っていないという状況の中で次期農業交渉を考慮した場合、関税措置への切りかえを行うこと

により、諸外国との共通の土俵に立つことは、次

期農業交渉において関係諸国との連携を図りながら強い姿勢で臨むための交渉ポジションを確立します。

第十に、WTO次期農業交渉における我が國の関税措置は、我が國を含め四ヵ国しか関税措置を行っていないという状況の中で次期農業交渉を考慮した場合、関税措置への切りかえを行うこと

により、諸外国との共通の土俵に立つことは、次

期農業交渉において関係諸国との連携を図りながら強い姿勢で臨むための交渉ポジションを確立します。

第十一に、WTO次期農業交渉における我が國の関税措置は、我が國を含め四ヵ国しか関税措置を行っていないという状況の中で次期農業交渉を考慮した場合、関税措置への切りかえを行うこと

により、諸外国との共通の土俵に立つことは、次

期農業交渉において関係諸国との連携を図りながら強い姿勢で臨むための交渉ポジションを確立します。

第十二に、WTO次期農業交渉における我が國の関税措置は、我が國を含め四ヵ国しか関税措置を行っていないという状況の中で次期農業交渉を考慮した場合、関税措置への切りかえを行うこと

により、諸外国との共通の土俵に立つことは、次

期農業交渉において関係諸国との連携を図りながら強い姿勢で臨むための交渉ポジションを確立します。

議を通じて明らかになってきたからであります。

これまでの国会審議でも、政府は、米の高関税率を将来も維持できるとは一度も明言できませんでした。そればかりか、米の関税化と長期的な関税

率の低下が、圧倒的な価格競争力を持っている外

国産米の輸入を着実に増加させ、とりわけ、日本

の商社による開発輸入が本格的に始まれば、品種、品質とともに国産米と何ら変わらない米が輸入

されることになることも、否定できませんでし

た。

現在、米生産を初め日本農業は、生産者の高齢化と後継者不在の状況に置かれています。米関税化による、本年四月から関税措置への切りかえを行うこと、我が國の国益に最もかなうものが、明らかとなつたと確信いたします。

以上のよう、本年四月から関税措置への切りかえを行うことが、我が國の国益に最もかなうものと明確な離縛と農村の崩壊を進展させ、食料自給率を

急速に低下させていくことになるでしょう。この

ような事態をもたらす本法案の成立は、断じて認められません。(拍手)

我が国としては、次期農業交渉に向けて、国民的共通認識のもとで擇るぎない交渉方針を確立し、後世に悔いのない交渉結果を獲得すべく、全

力を挙げて取り組むことが不可欠であります。

この点については、これまでの審議において政

府の強い決意が明らかにされたところであります。

我々としても、今後、政府はもとより、国民と一体となって最善の努力を払おうとするものであります。

第一に、関税措置への切りかえにより、ミニマムアクセス数量の増加幅が半減することになります。

これは、米の需給及び価格の安定を望む稻作農家の切実な願いであります。

第一に、関税措置への切りかえにより、ミニマムアクセス米の取り扱いに関し、政府は、国内産米の需給及び価格にできるだけ影響を及ぼさないよう、食糧援助も含めその処理に努めています。

これは、米の需給及び価格の安定を望む稻作農家の切実な願いであります。

何とぞ、各位の御賛同を賜りますようお願いを

申し上げ、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 藤田スミ君。

〔藤田スミ君登壇〕

○藤田スミ君 私は、日本共産党を代表して、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部改正案に反対の討論を行います。(拍手)

今、全国の生産者、消費者の間で、米関税化反対の声が広がっています。それは、本法案が米を

関税化する実施法であり、米関税化によって、将

来的に関税率が低下することにより米の本格的輸入につながら、日本農業に壊滅的打撃を与え、食料自給率を低下させるものであることが、国会審査のためにも、本法案における我が党的立場に

利点があります。すなわち、これまでの国会審議でも、政府は、米の高関税率を将来も維持できるとは一度も明言できませんでした。そればかりか、米の関税化と長期的な関税率の低下が、圧倒的な価格競争力を持っている外國産米の輸入を着実に増加させ、とりわけ、日本農業は活力を取り戻し、後継者が育成され、食料自給率も向上していくのであります。そのことを保障することこそが、政治の責任ではありません

今国民が求めているのは、例外なき関税化を行することではなく、輸出国の利益に偏重したWTO農業協定を、各国の食料主権を尊重した公正なルールに改正することなのです。しかし、本法案による米の関税化は、そのすべてを農業者から奪ってしまうのです。三度にわたる米輸入自由化反対を決議してきた本院の権威にかけても、このような法案を絶対に認めるべきではありません。

以上見たように、本法案は廢案以外に道はありません。日本共産党は、参議院段階でも本法案の廢案のために全力を擧げることを明らかにして、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第三 新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、日程第四、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案、右両案を括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長坂井隆憲君。

○議長(伊藤宗一郎君) 岩谷勝嗣君登壇

新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○坂井隆憲君 ただいま議題となりました新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び消防施設強化促進法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、新東京国際空港周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するため、法律の有効期限を平成十六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、人口急増市町村に対する消防施設に係る国庫補助率の特例措置の適用年度を五年度延長し、平成十五年度までとするものであります。以上の両案につきましては、去る三月五日本委員会に付託され、九日野田自治大臣からそれぞれ提案理由の説明を聽取し、その後、昨十六日に両案について質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、両案について採決をいたしましたところ、いずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

一、南関東選挙区において線上補充により当選した議員水野賢一君に対し、昨十六日当選証書の対照を終わった。

(議席指定期)

一、昨十六日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

午後六時三十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 小淵 恵三君

法務大臣 陣内 孝雄君

外務大臣 高村 正彦君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

文部大臣 有馬 朗人君

厚生大臣 宮下 创平君

農林水産大臣 中川 昭一君

通商産業大臣 川崎 与謝野 騒君

運輸大臣 二郎君

郵政大臣 野田 聖子君

労働大臣 甘利 明君

建設大臣 関谷 勝嗣君

自治大臣 野田 稲君

国務大臣 太田 誠一君

国務大臣 野呂田芳成君

国務大臣 柳沢 賢二君

国務大臣 榎澤 伯夫君

国務大臣 佐藤 伸君

国務大臣 佐藤 伸君

議長の報告

四

議長あて、平成八年十月二十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区における欠員による線上補充による当選人について、平成十一年三月十五日水野賢一君が当選人と決定、同月十六日当選告示し、当選証書を付与した旨の報告書を受領した。

(当選証書対照)

一、南関東選挙区において線上補充により当選した議員水野賢一君に対し、昨十六日当選証書の対照を終わった。

午後六時三十六分散会

(常任委員会辞任及び補欠選任)

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員会員)

四五四

水野 賢一君

補欠

萩野 浩基君

中野 正志君

松本 純君

萩野 浩基君

議長の報告

四

一、昨十六日付をもって小渕内閣総理大臣から伊

議長の報告

四

官 報 (号 外)

科学技術委員会	辞任	田中 和徳君	補欠 小島 敏男君
議院運営委員会	小島 敏男君	田中 和徳君	補欠
(議案提出)	新藤 義孝君	大村 秀章君	棚橋 泰文君
(議案提出)	棚橋 泰文君	佐藤 勉君	大村 秀章君
(議案提出)	佐藤 勉君	新藤 義孝君	棚橋 泰文君
(議案提出)	新藤 義孝君	佐藤 勉君	棚橋 泰文君
一、昨十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、昨十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、昨十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、昨十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
自衛隊法等の一部を改正する法律案	自衛隊法等の一部を改正する法律案	特定化字物質の環境への排出量の把握等及び管理制度の改善の促進に関する法律案	特定化字物質の環境への排出量の把握等及び管理制度の改善の促進に関する法律案
(議案付託)	(議案付託)	(議案付託)	(議案付託)
一、昨十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、昨十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	一、昨十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	一、昨十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)	道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)	地方行政委員会 付託	地方行政委員会 付託
(議案提出)	(議案提出)	水野 賢一君	水野 賢一君
一、昨十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	一、昨十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	一、昨十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	一、昨十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
雇用・能力開発機構法案	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案	重債務低所得国への援助のあり方と累積債務削減問題に関する質問主意書(大野由利子君提出)
放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件	放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件	放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件	放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件
(質問書提出)	(質問書提出)	(質問書提出)	(質問書提出)

## 米軍根岸住宅区隣接崖崩れ事故に関する質問 主意書(十四更若提出)

(苦勞傳)

議院運營委員 小畠敏男君

辭任  
新義  
補欠

新嘉義孝君  
棚橋泰文君  
佐藤秀章君

大村秀章君 新藤義孝君

佐藤 勉君 棚橋 泰文君

の補欠を指名した。

方行政委員  
水野賢一君

昨十六日、内閣から提出した議案は次のとお

南洋去等の一部を改正する法律案

定化学物質の環境への排出量の把握等及び管

(議案付モ) の改善の促進に関する法律案

昨十六日、委員会に付託された議案は次のと

りである。

（五八号）  
地方行政委員会 付託  
「路交運送の一部を改正する法律案」内閣提出

(業者送付)

昨十六日、新潟院に送付した電報出紙は次  
とおりである。

## 用・能力開発機構法案

傷病者戰没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

## 市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を

正する法律案

求めるの件

(質問書提出)

とおりである。

債務低所得国への援助のあり方と累積債務削減問題に関する質問主意書（大曾田利子吉田里山）

問題に關する質問主意書(大野由利子君提出)

成十二年三月十七日 衆議院會議錄第十六号

議長の報告

(法務大臣が命令すると規定されているが、法務大臣は執行命令を出すことについて、総理大臣や各閣僚に報告、相談もしくは連絡しているか。)

(2) 執行命令はどのような書式でなされてい るか。法務大臣は署名、押印するのか。

(3) 法務大臣は刑事局が判決や確定記録などを精査し、刑の執行停止や再審、非常上告の事由、恩赦相当の情状などがあるかないかを検討した結果について、十分にチェックした上で、執行を命じているか。

(4) 法務大臣が刑事局から上がった死刑執行命令の決裁を拒んだケースは現行の刑訴法が施行された一九四九年以降、何件あるか。

(5) 法務大臣は刑事局から上がった死刑執行命令の決裁に平均どのくらいの時間をかけているか。

(6) 法務大臣が死刑執行命令の決裁で、刑事局が精査、検討した結果を全く読まずに執行を命じたケースはあるか。

(7) 刑訴法四七六条では、法務大臣が執行を命じたときは、五日以内に執行しなければならないと規定されているが、現行の刑訴法が施行された一九四九年以降、法定の五日以内に執行されなかつたケースはあるか。

## 二 死刑の立ち会い

(1) 刑事訴訟法四七七条一項によると、死刑執行には検察官、検察事務官及び監獄の長又はその代理人が立ち会わなければならぬといが、現行の刑訴法が施行された一九四九年以降、立会人を欠いた執行や検察官、検察事務官及び監獄の長又はその代理人が立ち会いを拒んだケースはあるか。

(2) 檢察官や検察事務官が死刑執行に立ち会うのはなぜか。また、死刑執行に立ち会う検察官、検察事務官などどのようにして決めているのか。

(3) 同案一項によると、検察官又は監獄の長の許可を受けた者以外は刑場に入れないと、現行の刑訴法が施行された一九四九年以後、許可なく刑場に入った者はいるか。

(4) 検察官又は監獄の長が刑場に入ることを許可するのは、どのような人か。

(5) 現行の刑訴法が施行された一九四九年以後、執行される死刑確定者が引き起こした殺人事件の被害者の遺族に許可を与えたことはあるか。また、司法修習生や報道関係者に許可を与えたことはあるか。

### 三 執行始末書

(1) 刑訴法四七八条に定められた死刑の「執行始末書」は、どのような理由から作成されるのか。始末書は永久保存か。

(2) どこに保存されているのか。

(3) 現行の刑訴法が施行された一九四九年以降、執行始末書が盗まれたり、紛失したことはあるか。

(4) 死刑執行に立ち会った検察官及び監獄の長又はその代理人は執行始末書に署名押印しなければならないが、現行の刑訴法が施行された一九四九年以降、署名押印が欠けていたケースはあるか。また、検察官及び監獄の長又はその代理人のいずれかが署名押印を拒んだケースはあるか。

(5) 實行始末書の書式はどのようなものか。

(6) 法務大臣は自分が執行を命じた死刑の執行始末書を必ず読んでいるか。現行の刑訴法が施行された一九四九年以降、読まなかつた法務大臣はいるか。

執行の停止

- (2) 現行の刑訴法が施行された一九四九年以降、心神喪失の状態にあるために執行を停止された死刑確定者は何人いるか。
- (3) 現行の刑訴法が施行された一九四九年以後、心神喪失の死刑確定者に刑を執行したケースは何件あるか。
- (4) 同条一項によると、死刑の言い渡しを受けた女子が懲役しているときは、法務大臣の命令によって執行が停止されるが、執行前に死刑確定者が懲役しているかどうか、検査しているか。
- (5) 現行の刑訴法が施行された一九四九年以降、懲役している死刑確定者に刑を執行したケースは何件あるか。
- (6) 現行の刑訴法が施行された一九四九年以降、刑を執行された死刑確定者は何人で、うち女子は何人か。年ごとに明らかにされたい。
- (7) 同条三項によると、死刑確定者が心神喪失状態から回復したり、懲役していた女子が出産した場合、法務大臣の命令がなければ刑は執行できないが、現行の刑訴法が施されたケースは何件あるか。その場合、法務大臣の命令はあったか。
- (8) 同様に懲役していた女子が出産後、刑を行された一九四九年以降、死刑確定者が心神喪失の状態から回復した後、刑を執行されたケースは何件あるか。その場合、法務大臣の命令はあったか。
- 五 過酷な執行
- (1) 刑法一条及び監獄法七条によると、死刑は監獄の刑場で執行しなければならないが、現行憲法が施行された一九四七年五月以降、監獄の刑場以外で執行されたケースはあるか。
- (2) 刑法一条で死刑は絞首刑と定められておりが、現行憲法が施行された一九四七年五月以降、監獄の刑場以外で死刑が執行されたケースはあるか。

- (3) 死刑執行に際し、無実を叫んだり、恐怖の余り半狂乱になつたりして、倅房の鉄格子や刑場のどこかにしがみつき、多数の刑務官で取り押さえて無理やり絞首のためのロープを首に巻き付け、処刑したケースは現行憲法が施行された一九四七年五月以降、何件あるか。
- (4) 死刑確定者が暴れたため、刑務官が暴行を加えて取り押さえたケースは現行憲法が施行された一九四七年五月以降、何件あるか。
- (5) ガス銃を使用し、暴れ回る死刑確定者を取り押さえたケースは現行憲法が施行された一九四七年五月以降、何件あるか。
- (6) 死刑の執行に際し、死刑確定者が暴れるなどしたため、絞首のためのロープが切れたことは現行憲法が施行された一九四七年五月以降、何件あるか。その場合、どのようにして刑を執行したのか。刑務官が別ロープで首を絞めて処刑したケースはないのか。
- (7) 絞首の後、死刑確定者に何らかの薬品を投与する」とはあるか。
- 六 死刑執行後
- (1) 監獄法七条二項では、死刑は大祭祝日、一月一日二日及び十一月三十一日には執行されないと定められているが、現行憲法が施行された一九四七年五月以降、死刑が大祭祝日、一月一日二日及び十一月三十一日には一日に執行されたことはあるか。

- 一 の(1)について
- 死刑執行命令は、確定した刑事裁判の執行という刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の規定に基づく法務大臣の固有の職責であり、内閣総理大臣等に対し、事前にその報告等を行っていない。
- 二 の(1)について
- 死刑は、法令に従い適正に執行しているところであり、調査した範囲では、立会人を欠いた執行の事例はなく、また、検察官等が執行の立会いを拒んだ事例もない。
- 二 の(2)について
- 検察官及び検察事務官が死刑執行に立ち会うのは、死刑が法令に従い適正に執行されるよう監督するとともに、その執行を確認するためである。
- 二 の(3)及び(5)について
- 死刑執行には、執行を指揮した検察官の属する検察庁の検察官及び検察事務官が立ち会っている。
- 二 の(4)について
- 例えば、当該死刑確定者が宗教教説を希望した場合の教説である。



二十三年間改正が行われておらず、その間課税件数は五倍以上に増加しているにもかかわらず、従来の補完的な考え方を継続し、善良な市民の善意を阻害している。またその後の給与水準の上昇や物価の上昇、土地の評価額の引上げ、相続税の遺産に係わる基礎控除額の引上げ等を勘案すれば、贈与税の基礎控除額を百一十万円程度に引き上げるべきと考えるが、大蔵省の見解をお伺いしたい。

内閣衆質一四五第七号  
平成十一年三月十六日

内閣總理大臣 小渕 恵三  
伊藤宗一郎殿  
諒維君提出税制改革に関する  
答弁書を送付する。

財産評価基準書の公表時期については、例年三月下旬に公表される地価公示価格等との均衡を図りつつ、全体で約四十四万を超える数の標準地の評価及びその標準地を基とした個々の路線価等の評価を全国的かつ適正に行う必要があり、そのためには相当の事務を要することから、八月中旬としてきておりのことであるが、国税庁においては、納税者の便宜に配慮し、事務の一層の効率化を図ることなどにより、可能な限り早期公表に努めてまいりたい。

二について

利子税及び年七・三パーセントの割合の延滞税(年十四・六パーセントの割合の延滞税のうち、その二分の一の免除により結果として年七・三パーセントの割合となる延滞税を含む)については、現在の極めて低い金利の状況を勘

一時に計上される結果、法人税の課税ベースがかなり狭められている場合があると考えられること、さらに、期末において一種の利益調整が可能となっているのではないかと考えられることが等を踏まえ、主要先進国における取扱いも参考にしながら、平成十年度の税制改正において、本制度に係る取得価額基準を「二十万円未満から十万円未満に引き下げたところであり、「この改正の趣旨にかんがみれば、これを引き上げることは適当でないと考えている。

なお、一括償却資産の損金算入制度は、少額の減価償却資産の損金算入制度の見直しに伴い、取得価額が二十万円未満の減価償却資産の個別管理に係る事務負担に配慮して設けたものであり、本制度が企業の購買意欲の低減や景気回復の阻害の原因となるものとは考えていない。

五について  
農地についての相続税の納稅猶予の特例は、  
農地については法制上所有と經營が不可分とさ  
れている等の特殊事情があることを考慮して設  
けられているものである。

御指摘の環境保全緑地や農業用宅地がいかな  
る内容のものであるか明らかではないが、一般  
的に、緑地や宅地が農地と同様の事情にあると  
は考えられず、相続税の納稅猶予の特例の対象  
とするとは適当ないと考えてている。

六について  
贈与税の基礎控除額の水準は、少額不追求の観点、相続税の補完税である贈与税の機能の維持の観点等から設定されているものであり、現在の六十万円という水準は、このような観点にかんがみ、妥当な水準であると考えている。  
(答弁書類参照)

官 報 (号 外)

いては、土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令(平成三年大蔵省令第三十三号)第一条において、国税局長は、土地の評価に関する事項を定めたときは、土地を有する者の便宜にも配慮して、当該事項を速やかに国税局及び税務署において閲覧に供するものとされており、国税局長が、地価公示価格の評価時点である一月一日を評価時点として、土地の評価基準となる路線価等を定め、例年八月中旬に、財産評価基準書においてこれを公表しているところである。

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第十七条においては、相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に申告書を提出しなければならない旨規定されており、一月一日に相続が開始した場合でも、財産評価基準書の公表から申告及び納付の期限まで二月を超える期間があることとなる。

を提案しているところである。

なお、延滞税については、納税の猶予等の場合の延滞税の免除制度が設けられており、実際に年十四・六ペーセントの割合が適用される場合は、基本的には、納税の督促を受けてもそのまま放置している場合等の滞納者が納税について誠意を示さない場合であり、このような滞納者に対しては強く納付を促す必要があること等から、年十四・六ペーセントの割合の延滞税を軽減対象とすることは適当でないと考えていい。

三について

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度は、企業の事務負担に配慮したものであるが、税制調査会の法人課税小委員会報告(平成八年十一月二十六日)においても指摘されているように、この取扱いによって多額の償却費が

る特例措置であり、これを選択するか否かにとり売上げ、仕入れに関する記帳の内容に影響を及ぼすこと、また、このような特例措置の選択権は、本来、納付税額が有利になるか不利になるかという考慮に基づき行われるべき性格のものではないことから、その適用の有無についてではなくことは困難である。

したがって、簡易課税制度に関する届出書については、その適用を受けようとする課税期間の開始前に提出を求めているものであり、この届出制度を廃止し、又は提出時期を変更することは困難である。

いずれにしても、消費税の申告、納付に関する手続は極めて簡単なものとなっており、各種届出書等の提出についても、適正な課税を図るために必要な最小限の範囲に限っているところである。

二項後段の規定による通知書を受取領した。

を提案しているところである。

なお、延滞税については、納税の猶予等の場合の延滞税の免除制度が設けられており、実際に年十四・六パーセントの割合が適用される場合は、基本的には、納税の督促を受けてもそのまま放置している場合等の滞納者が納税について誠意を示さない場合であり、このような滞納者に対するは強く納付を促す必要があることから、年十四・六パーセントの割合の延滞税を軽減対象とすることは適当でないと考えていい。三について

り売上げ、仕入れに関する記帳の内容に影響を及ぼすこと、また、このような特例措置の選択権は、本来、納付税額が有利になるか不利になるかという考慮に基づき行われるべき性格のものではないことから、その適用の有無についてではなくことは困難である。

したがって、簡易課税制度に関する届出書についても、その適用を受けようとする課税期間の開始前に提出を求めているものであり、こののような届出制度を廃止し、又は提出時期を変更するには困難である。

二項後段の規定による通知書を受領した。

## 報告書



平成十一年三月十七日 衆議院会議録第十六号 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律

項において同じ。)を削り、同条第二項を次のように改める。

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律)

第一条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 政府の買入れ及び売渡し等(第五十九条—第六十五条)」を「第三節 政府の買入  
れ及び売渡し(第五十九条—第六十四条)」に改める。

〔第三節 政府の買入れ及び売渡し等〕を「第三節 政府の買入れ及び売渡し」に改める。

第六十条第一項中「次項、第六十二条及び第六十三条」を以下この章に改める。

第六十一条第八項中「又は第六十五条第二項の場合における買入れ」を削る。

第六十五条を次のように改める。

(米穀等の輸入)

第六十五条 米穀等の輸入(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条に定める輸入をいう。以下この項及び第七十条第一項において同じ。)を行おうとする者は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る米穀等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合

二 第六十二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等を輸入する場合

三 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める米穀等を輸入する場合

4 前項の納付金の受領は、関税法第七十条第一項の許可、承認等とみなす。

5 第一項の納付金の納付手続その他納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

〔米穀の輸入数量の届出〕

第六十五条の二 前条第一項第三号に規定する米穀等のうち政令で定める米穀の輸入を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸入に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

〔米穀の輸出数量の届出〕

第六十五条の二 前条第一項第三号に規定する米穀等のうち政令で定める米穀の輸入を行おうとする者には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸入に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

〔米穀の輸出数量の届出〕

第六十五条の二 米穀の輸出を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 第六十三条第一項において準用する第六十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸出する場合

二 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める米穀を輸出する場合

三 第六十四条の次に次の節名を付する。

第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

第七十条第一項中「(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条に定める輸入をいう。以下この

項において同じ。)を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第六十五条第二項及び第三項の規定は、前項の納付金について準用する。

第七十条第三項を削る。

第八十五条中第二号を削り、第三号を第一号とする。

〔関税定率法の一部改正〕

第九十二条第二号中「又は第十三条」を、「の規定」を、第六十五条の二又は第六十五条の三の規定に改める。

〔関税定率法の一部改正〕

別表第一〇一・一〇二号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇三号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇四号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇五号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇六号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇七号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇八号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇九号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇一号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇二号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇三号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇四号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇五号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇六号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇七号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇八号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇九号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇一号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇二号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇三号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇四号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇五号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇六号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇七号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇八号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇九号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇一号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇二号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇三号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇四号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇五号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇六号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇七号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇八号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一〇一・一〇九号中「一五%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

(三) 米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く)。

四ムニツキロ四ラ  
に改め

<p>〔四〕 米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)</p> <p>〔一〕 米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)</p>
<p>別表第一九〇一・九〇号中</p>
<p>A</p>
<p>(a) 砂糖を加えたもの</p>
<p>その他のもの</p>
<p>(b) (a) 産品(小麦産品(ライ小麦産品を含む。)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの)</p>
<p>米産品 小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麥産品を含む。)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの</p>
<p>一キログラムにつき四円</p>
<p>一キログラムにつき四円</p>

(二)及び第一一〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一九〇一・一〇号の二のA及び(三)並びに第一九〇一・九〇号の一の(二)のA及び(三)に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の(一)及び第一九〇四・九〇号の一に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第一一〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる調製食料品のうち、政令で主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十条の規定により輸入するもの、同法第六十二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第六十五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるとところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第七十二条第一項の規定により政府が貸付けを行つた米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)の返還に係るもの

に、  
曰  
もち、だん、その他これらに類する米産品(育児食用又は食  
餌療法用のものを除く。)  
A 砂糖を加えたもの

一〇〇六・一〇

四二「キログラムにつき四〇円」に改め  
る。  
別表第一九〇四・一〇号及び第一九〇四・一〇号中「一〇〇%」を「一キログラムにつき四〇円」に改める。

別表第一九〇四・九〇号中	一 米のもの	一 米のもの
別表第一二〇六・九〇号中	一 米のもの	一 米のもの
(a) 砂糖を加えたもの	A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	一キログラムにつき四〇二円
(b) その他のももの	○改める。	に改める。
5. 米の含有量が全重量の三〇%を超える	三五%	三五%

(関税暫定措置法の一部改正)  
第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

三の二 関税定率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一一〇一・三〇号に掲げる米粉、同表第一一〇三・一四号及び第一一〇三・一九号の一の口に掲げるひき割り穀物等、同表第一一〇四・一九号の二の口に掲げる

平成十一年二月十七日 衆議院会議録第十八号 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部

平成十一年三月十七日

衆議院会議録第十六号 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の

一部を改正する法律案及び同報生

一〇六·四〇

もの並びに同法第七一条第一項の規定により政府が貨付けを行つた米穀へこれに準ずるものとして政府で定めるものを含む。の返還に係るもので平成二三年三月三一日までに輸入されるもの

別表第一第一〇一・九〇号の前に次の二号を加える

一一〇一・三〇

無能

別表第一第一一〇三・二九号中

その他の穀物のもの

じ規定により平成の法律第六〇条の規格に定められたものと同一の規格に該当するものと認定する。この場合、申請者が規定による申請書類を提出する場合は、申請書類に記載する申請者の住所は、申請者が申請する施設の所在地であることを示すものとする。

に改める

一五

一  
五  
%

別表第一二〇四

(1) 小麦又はライ小麦のもの

—  
五  
%

一一五  
%

一〇%

一  
五  
%

官 報 (号外)

平成十一年三月十七日 衆議院会議録第十六号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報生書

別表第一第一九〇一・一〇号中		農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	
(2) ライ小麦のもののうち		政府が主要食糧の規定により平成一三年閏月三〇条第一項ただし會に規定するもの及び農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	
政府が主要食糧の規定により平成一三年閏月三〇条第一項ただし會に規定するもの及び農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの		政府が主要食糧の規定により平成一三年閏月三〇条第一項ただし會に規定するもの及び農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	
二 米のもののうち		二 米のもののうち	
A 大麦產品、小麦產品(ライ小麦產品を含む。)及びでん粉のうち		A 大麦產品、小麦產品(ライ小麦產品を含む。)及びでん粉のうち	
(a) 砂糖を加えたもの		(a) 砂糖を加えたもの	
B 大麦產品、小麦產品(ライ小麦產品を含む。)及びでん粉のうち		B 大麦產品、小麦產品(ライ小麦產品を含む。)及びでん粉のうち	
(b) 砂糖を加えたもの		(b) 砂糖を加えたもの	
二 その他のもの		二 その他のもの	
二四 % を		二四 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	
二五 % を		二五 % を	
二六 % に		二六 % に	
二七 % を		二七 % を	
二八 % に		二八 % に	
二九 % を		二九 % を	
二五 % に		二五 % に	
二六 % を		二六 % を	
二七 % に		二七 % に	
二八 % を		二八 % を	
二九 % に		二九 % に	

平成十一年三月十七日 東京議会議録第十八号 主要食糧の需給及び價格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

一九二%  
を

に改める。

別表第一第二二〇六・九〇号中

三年三月三一日までに輸入されるものと並びに同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林省水産大臣が證明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの

の

砂糖を加えたもののうち  
しょ糖の含有量が全重量の五〇%未  
満のもの（おなじみにんじん又はその未  
エキスを含有する飲料のもと及びビ  
タミンをもととした栄養補助食品を  
除く。）

別表第一第一九〇四・九〇号中	
	その他のもの
一	米のもの
(1)	米の含有量が全重量の二〇%以下のもの

—  
—

不の含有量が全重量の三〇%以下のもの  
その他のもののうち  
政府が主要食糧の需給及び価格の安定  
に關する法律第六〇条の規定により平成  
一三年三月三一日までに輸入するも  
の、同法第三八二条の規定による通名に  
よる申込みに応じて行う政府の買入れ  
及び売渡しに係る米穀等として平成一

別表第一の三第二〇・〇三項の次に次の二項を加える

一〇六

六

一〇〇

**別表第一** 第一〇〇六・一〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

100K • 110

精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないか)を問わないのうち別表第一第一〇〇六・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

— 1006 · 四〇

碎米のうち

一キログラムに つき五九円一七	一キログラムに つき四九円	一キログラムに つき五九円一七
一キログラムに つき四九円	一キログラムに つき四九円	一キログラムに つき五九円一七

官報(号外)

以外のもの  
別表第一第一〇〇六・四〇号に掲げる税率の適用を受けるもの

別表第一の三第一一〇一・九〇号の前に次の二号を加える。

一一〇一・二〇  
米粉のうち  
別表第一第一一〇一・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの

別表第一の三第一一〇一・一号の次に次の二号を加える。

一一〇一・一四  
米のもののうち  
別表第一第一一〇一・一四号に掲げる税率の適用を受けるもの

別表第一の三第一一〇一・二九号を次のよう改め。

一一〇三・二九  
その他の穀物のもの  
二 どうもろこし又は米のもの

口 米のもののうち

別表第一第一一〇一・一四号の二の口に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

三 大麦又は裸麦のもののうち  
別表第一第一一〇三・二九号の三に掲げる税率の適用

を受けるもの以外のもの

四 ライ小麦のもののうち  
別表第一第一一〇三・二九号の四に掲げる税率の適用

を受けるもの以外のもの

別表第一の三第一一〇四・一九号を次のように改める。

一一〇四・一九  
その他の穀物のもの

一 小麦又はライ小麦のもののうち  
別表第一第一一〇四・一九号の一に掲げる税率の適用

を受けるもの以外のもの  
別表第一第一一〇四・一九号の一に掲げる税率の適用

二 どうもろこし又は米のもの

口 米のもののうち  
別表第一第一一〇四・一九号の一に掲げる税率の適用

を受けるもの以外のもの  
別表第一第一一〇四・一九号の一に掲げる税率の適用

一キログラムに つき三六円七銭 錢	一キログラムに つき三五円二三 錢	一キログラムに つき三四円二〇 錢	一キログラムに つき三三円二七 錢	一キログラムに つき三二円三三 錢	一キログラムに つき三一円四〇 錢
一キログラムに つき三六円七銭 錢	一キログラムに つき三五円二三 錢	一キログラムに つき三四円二〇 錢	一キログラムに つき三三円二七 錢	一キログラムに つき三二円三三 錢	一キログラムに つき三一円四〇 錢
一キログラムに つき三六円七銭 錢	一キログラムに つき三五円二三 錢	一キログラムに つき三四円二〇 錢	一キログラムに つき三三円二七 錢	一キログラムに つき三二円三三 錢	一キログラムに つき三一円四〇 錢
一キログラムに つき三六円七銭 錢	一キログラムに つき三五円二三 錢	一キログラムに つき三四円二〇 錢	一キログラムに つき三三円二七 錢	一キログラムに つき三二円三三 錢	一キログラムに つき三一円四〇 錢
一キログラムに つき三六円七銭 錢	一キログラムに つき三五円二三 錢	一キログラムに つき三四円二〇 錢	一キログラムに つき三三円二七 錢	一キログラムに つき三二円三三 錢	一キログラムに つき三一円四〇 錢

一キログラムに つき三六円七銭 錢	一キログラムに つき三五円二三 錢	一キログラムに つき三四円二〇 錢	一キログラムに つき三三円二七 錢	一キログラムに つき三二円三三 錢	一キログラムに つき三一円四〇 錢
一キログラムに つき三六円七銭 錢	一キログラムに つき三五円二三 錢	一キログラムに つき三四円二〇 錢	一キログラムに つき三三円二七 錢	一キログラムに つき三二円三三 錢	一キログラムに つき三一円四〇 錢
一キログラムに つき三六円七銭 錢	一キログラムに つき三五円二三 錢	一キログラムに つき三四円二〇 錢	一キログラムに つき三三円二七 錢	一キログラムに つき三二円三三 錢	一キログラムに つき三一円四〇 錢
一キログラムに つき三六円七銭 錢	一キログラムに つき三五円二三 錢	一キログラムに つき三四円二〇 錢	一キログラムに つき三三円二七 錢	一キログラムに つき三二円三三 錢	一キログラムに つき三一円四〇 錢
一キログラムに つき三六円七銭 錢	一キログラムに つき三五円二三 錢	一キログラムに つき三四円二〇 錢	一キログラムに つき三三円二七 錢	一キログラムに つき三二円三三 錢	一キログラムに つき三一円四〇 錢

平成十一年三月十七日 衆議院会議録第十六号 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同案答申

**別表第一**の三第一一二〇四・一九号を次のように改める。  
○四・一九 その他の穀物のもの

四二九号を次のように改める。

小麦又はライ小麦のもののうち  
別表第一第一一〇四・二九号の一に掲げる税率の適用  
を受けるもの以外のもの

木のもののうち  
別表第一第一一一〇四・二九号の一に掲げる税率の適用  
を受けるもの以外のもの

別表第一の三第一九・〇一項を次のように改める。

一九〇

一九〇一·二〇

麦芽エキス並びに澱粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く)及び第一項から第〇四・一項までのものとては、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)  
第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地  
一 澄粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの中の物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く)、米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く)及び第一・〇四・一項から第〇四・一項までのものとては、各調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量が全重量の三〇%以上のものに限る)が乾燥状態において、全重量の三〇%以上のものに限る。

(二) 米、小麦  
ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割れ  
ミー小麥若しくはベーット又はでん粉の合以  
を含むする調製食料品では、これらは物の含有量  
が全重量の八五%を超えるもの(ケーニッケス及び合  
成)

A  
米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む）、大麦産品（裸麦産品を含む）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもののうち

**別表第一第一九〇一・二〇号の「」のAに掲げる  
税率の適用を受けるもの以外のもの**

## B　米・穀類、小麦・大麦等の農産品

別表第一第一九〇一・一〇号の〔〕のBに掲げる  
米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品  
(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、小麦産品(ライ  
小麦産品を含む)が最大の重量を占めるもののうち

一キログラムに  
つき六五円一七  
一キログラムに  
つき五四円

一キログラムに  
つき三円三

一キログラム  
つき三〇円四  
銭

七に  
一キログラム  
つき二九円七

〇に  
一  
錢つき二八円六

九三  
三に

一七に

平成十一年三月十七日

衆議院会議録第十六号

B

米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品  
(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、小麦産品

A

米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品  
(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、小麦産品  
の重量を占めるもののうち、米産品が最大  
の重量を超えるもの(ケーキミックス及び育  
児食用又は食餌療法用のものを除く)。

C

米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品  
(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、大麦産品  
の重量を占めるもののうち、大麦産品(裸麦産品  
を含む)が最大の重量を占めるもののうち、  
別表第一第一九〇一・二〇号の「」のCに掲げる  
税率の適用を受けるもの以外のもの

一九〇・一九〇

その他もの

一 製粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもののうち、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く)、第〇四・〇一項から第〇四・〇〇までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量に限るものとし、加圧容器入りにて全重量の三〇%以下にリームを除く)及びもち、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く)。

米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもののうち、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く)。

別表第一第一九〇一・二〇号の「」のAに掲げる  
税率の適用を受けるもの以外のもの

D

米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品  
(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、でん粉が最大  
の重量を占めるもの

(a) 小麦でん粉を含有するもののうち

別表第一第一九〇一・二〇号の「」のDの(a)  
掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く)のうち  
別表第一第一九〇一・二〇号の「」に掲げる税率の  
適用を受けるもの以外のもの

税率の適用を受けるもの以外のもの

			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	B
			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	C
			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	D
			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	E
			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	F
			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	G
			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	H
			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	I
			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	J
			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	K
			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	L
			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	M
			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	N
			一キログラムにつき三三円	一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三五円	一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき三三九円九〇銭	一キログラムにつき三三九円九〇銭	O

小麦產品を含む。)が最大の重量を占めるもののうち別表第一第一九〇一・九〇号の〔〕のBに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む)が最大の重量を占めるもののうち

別表第一第一九〇一・九〇号の〔〕のCに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの

(a) 小麦でん粉を含有するもののうち

別表第一第一九〇一・九〇号の〔〕のDに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(b) もち、だん、その他これらに類する米産品(育児食用又は食餵養法用のものを除く。)のうち  
別表第一第一九〇一・九〇号の〔〕に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

別表第一の三第一九〇四項を次のように改める。

一九〇四・一〇

穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク及びその粒状又はフレーク状の穀物(こうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物粉及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)

二 米、小麦(ライ小麦を含む)又は大麦(裸麦を含む)のいずれかを単に膨脹させ又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上上の調製食料品

米のもののうち

別表第一第一九〇四・一〇号の〔〕に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(1) 小麦(ライ小麦を含む)のもののうち

別表第一第一九〇四・一〇号の〔〕に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムに  
錢 つき三〇円二〇

一キログラムに  
錢 つき二九円四〇

一キログラムに  
錢 つき二八円六〇

一キログラムに  
錢 つき二七円八〇

一キログラムに  
錢 つき二七円七〇

一キログラムに  
錢 つき二六円二〇

一キログラムに  
錢 つき三一円四七

一キログラムに  
錢 つき二九円七〇

一キログラムに  
錢 つき二八円九三

一キログラムに  
錢 つき二八円一七

一キログラムに  
錢 つき二七円四〇

一キログラムに  
錢 つき二七円四〇

一キログラムに  
錢 つき二九円九〇

一キログラムに  
錢 つき二八円八〇

一キログラムに  
錢 つき二七円七〇

一キログラムに  
錢 つき二六円六〇

一キログラムに  
錢 つき二五円五〇

一キログラムに  
錢 つき二四円四〇

一キログラムに  
錢 つき二九円五七

一キログラムに  
錢 つき二八円五七

一キログラムに  
錢 つき二七円四七

一キログラムに  
錢 つき二六円五七

一キログラムに  
錢 つき二五円一七

一キログラムに  
錢 つき二四円四七

官 報 (号 外)

一九〇四・二〇

(二) 大麦(裸麦を含む。)のもののうち

別表第一第一九〇四・一〇号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

いつてない穀物のフレークから得た調製食品及びいつてない穀物のフレークといつた穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混和物から得た調製食品品

二 米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいかれかを単に膨脹させて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食品品

(二) 米のもののうち

別表第一第一九〇四・二〇号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(二) 小麦(ライ小麦を含む。)のもののうち

別表第一第一九〇四・二〇号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(三) 大麦(裸麦を含む。)のもののうち

別表第一第一九〇四・二〇号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一九〇四・九〇

その他のもの

一 米のもののうち

別表第一第一九〇四・九〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

二 小麦又はライ小麦のもののうち

別表第一第一九〇四・九〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

三 大麦又は裸麦のもののうち

別表第一第一九〇四・九〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

別表第一の三第二一・〇六項を次のように改める。

一一・〇六

平成十二年三月十七日

衆議院会議録第十六号 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

二〇六・九〇

## その他のもの

小麦

一、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のい

A すれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品  
米の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち  
別表第一(第二二〇六・九〇号の二)の「A」に掲げる  
税率の適用を受けるもの以外のもの

(a) 小麦(ライ小麦を含む。)の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち

(b) 別表第一(第一二一〇六・九〇号の二)のBの(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの  
大麦裸麦を含む。)の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち  
別表第一(第一二一〇六・九〇号の二)のBの(b)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

A 糖水(着色料又は香味料を加えたものに限る。)のうち  
分ひつ糖のもの

別表第一の六第一四項の次に次の二項を加える。

官報(号外)

別表第一の七第四四項の次に次の四項を加える。

四四の二	関税率表第一〇〇六・一〇号に掲げる物品
四四の三	関税率表第一〇〇六・一〇号に掲げる物品
四四の四	関税率表第一〇〇六・一〇号に掲げる物品
四四の五	関税率表第一〇〇六・四〇号に掲げる物品

別表第一の七第四七項の次に次の二項を加える。

四七の二	関税率表第一〇一・三〇号に掲げる物品
------	--------------------

別表第一の七第五〇項の次に次の二項を加える。

五〇の二	関税率表第一〇三・一四号に掲げる物品
------	--------------------

別表第一の七第五三項の次に次の二項を加える。

五三の二	関税率表第一〇三・一九号の二の二に掲げる物品
------	------------------------

別表第一の七第五八項の次に次の二項を加える。

五八の二	関税率表第一〇四・一九号の二の二に掲げる物品
------	------------------------

別表第一の七第六一項の次に次の二項を加える。

六一の二	関税率表第一〇四・一九号の二に掲げる物品
------	----------------------

別表第一の七第七五項の次に次の二項を加える。

七五の二	関税率表第一九〇一・一〇号の二の二に掲げる物品
------	-------------------------

別表第一の七第七九項の次に次の二項を加える。

七九の二	関税率表第一九〇一・一〇号の二の二に掲げる物品
------	-------------------------

別表第一の七第八一項の次に次の二項を加える。

八一の二	関税率表第一九〇一・九〇号の二の二に掲げる物品
------	-------------------------

別表第一の七第八五項の次に次の二項を加える。

八五の二	関税率表第一九〇一・九〇号の二の二に掲げる物品
------	-------------------------

別表第一の七第八七項の次に次の二項を加える。

八七の二	関税率表第一九〇四・一〇号の二に掲げる物品
------	-----------------------

別表第一の七第八九項の次に次の二項を加える。

八七の三	関税率表第一九〇四・九〇号の二に掲げる物品のうち米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの
------	---

九七の二	関税率表第一〇六・九〇号の二の二に掲げる物品
------	------------------------

(附則)  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第三条 食糧管理特別会計法(大正十年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「麦等」を「米穀等及麦等」に改める。

第六条第一項中「麦等」を「米穀等及麦等」に改め、同条第三項中「利益ノ額」の下に「及米穀等ノ輸入ニ係ル納付金ノ額ヲ合計シタル額(輸入ニ係ル米穀等ノ売買ニ因リ損失アルトキハ米穀等ノ輸入ニ係ル納付金ノ額ヨリ其ノ損失ノ額ヲ控除シタル額)」を加える。

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号イ中「第六十五条第一項(米穀の輸入又は輸出の許可)」を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

(一) 政府以外の者が米穀等の輸入を行おうと

1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正	米穀等についての関税措置への切換えに伴い、輸进出口の許可制の廃止、輸入に係る納付金制度の創設等の措置を講ずるとともに、関税率の設定等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
-----------------------------	---

する場合には、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る米穀等の数量を乗じて得た額を、政府に

納付しなければならないものとすること。

(3) 米穀の輸出入を行おうとする者は、一定の場合を除き、あらかじめ、当該輸出入に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならないものとする」と。

## 2 關稅定率法の一部改正

農業に関する協定の規定に基づき算定した關稅相当量を米穀等の基本税率として設定する」と。

## 3 關稅暫定指揮法の一部改正

(1) 關稅相当量に基づき算定される各年の二  
次税率のうち納付金を除いた額を暫定税率として設定すること。

(2) 輸入数量が一定の基準数量を超えた場合  
又は輸入価格が一定の基準価格から一定率以上下落した場合に発動される特別緊急關稅制度の対象に米穀等を追加すること。

食糧管理特別会計法について、米穀等の納付金に係る収入を食糧管理特別会計の収入とする等所要の規定を整備すること。

5 この法律は、平成十一年四月一日から施行する」と。

## 二 議案の可決理由

本案は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意における米穀等の関税化の特例措置を関税措置へ切り換えることに伴う国内法の整備措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年三月十六日 農林水産委員長 穂積 良行

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 内閣総理大臣 小沢 恵二

新東京国際空港周辺整備のための財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

平成十一年二月一日

内閣総理大臣 小沢 恵二

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

新東京国際空港周辺整備のための財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
附則第一項中「平成十一年度」を「平成十五年度」に期限を平成十六年三月三十一日まで延長する改正を行おうとするものである。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

平成十一年二月一日

内閣総理大臣 小沢 恵二

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率の特例措置を、引き続き平成十五年度まで講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

平成十一年二月一日

内閣総理大臣 小沢 恵二

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率を二分の一以内(政令で定める人口急増市町村にあっては十分の四以内)とする特例措置の適用年度を五年度延長し、平成十五年度までとしようとするものである。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

平成十一年二月一日

内閣総理大臣 小沢 恵二

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

平成十一年二月一日

内閣総理大臣 小沢 恵二

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、消防施設に係る国庫補助率の特例措置の適用年度を延長しようとする本案は、妥

官 報 (号 外)

当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成十一年度自治省所管一般会計予算中消防  
庁の市町村消防施設整備費補助金及び市町村消  
防設備整備費補助金のうちに約一億二千円が  
見込まれている。

右報告する。

平成十一年三月十六日

地方行政委員長 坂井 隆憲  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

官 報 (号外)

平成十一年三月十七日 衆議院会議録第十六号

明治二十三年三月三十一日  
第三種郵便物認可

(第七号の発送は都合により後日となるため、第十六号を先に発送しました。)

発行所  
〒100-0012 東京都千代田区一丁目四番四号  
大蔵省印刷局

電話  
03 (3581) 4294

定価  
(本体  
配送  
料  
別  
○○五円)